

## 大分大学グローバル感染症研究センターにおける学外者による研究用微生物利用の手引き

### ◆ 利用 2 週間前まで

- ① グローバル感染症研究センターの共同研究等において、学外者が研究用微生物を利用する場合は、当該学外者が別紙「大分大学グローバル感染症研究センター研究用微生物利用申請書（学外者用）」を記入し、グローバル感染症研究センター共同利用・共同研究係（global@oita-u.ac.jp）（以下「センター担当係」）に提出する。

※使用する研究用微生物のレベルによっては手続きに 3~4 週間程度を要するため、早めに提出する。

- ② センター担当係は、①で提出された申請書に受付番号を記入し、その写しを、当該研究の実験責任者となる本センター担当教員に渡し、国立大学法人大分大学研究用微生物等安全管理規程（以下「規程」）第 10 条に基づき、研究用微生物のレベルに対応した「研究用微生物等利用・保管届出書」または「研究用微生物等利用・保管申請書」の作成を依頼する。

- ③ 本センター担当教員は①で提出された申請書を基にレベルに対応した「研究用微生物等利用・保管届出書」または「研究用微生物等利用・保管申請書」を作成しセンター担当係に提出する。

※「6. その他特記事項」欄に学外者による利用である旨を明記する。

- ④ センター担当係は、センター長による決裁後、③で提出された「研究用微生物等利用・保管届出書」または「研究用微生物等利用・保管申請書」を研究推進課研究協力第二係へ提出する。

- ⑤ センター担当係は①の申請書に、許可日を記入の上、利用申請者に送付する。

### ◆ 利用当日・利用終了後

- ⑥ 利用申請者は、許可された研究用微生物を用いて実験を行う。

- ⑦ 本センター担当教員は、実験終了後速やかに規程第 10 条に基づき「研究用微生物等利用・保管終了届」をセンター担当係に提出する。

- ⑧ センター担当係は、⑦で提出された「研究用微生物利用・保管終了届」をセンター長供閲後、研究協力第二係へ提出する。

2024 年 5 月 7 日作成

担当 グローバル感染症研究センター共同利用・共同研究係